

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市ごみのない街を創る条例(平成12年条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(飲料容器等)

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める物は、次に掲げるものとする。

- (1) 飲料品等の消費済容器のうち、缶、瓶、ペットボトルその他これらに準ずる構造、形状等を有するものであるもの
- (2) 飲料品等の消費済包装のうち、紙製、金属製、プラスチック製その他これらに準ずる材質を有するものであるもの
- (3) 食料品の残りかす
- (4) たばこの吸い殻
(平14規則83・一部改正)

(美化協定)

第4条 条例第6条第1項から第3項までの規定による美化協定には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 美化協定の名称
- (2) 美化活動の区域
- (3) 美化活動の方法

2 条例第6条第4項の規定による市民への周知は、広報媒体の活用、当該区域における標識板の設置等により行うものとする。

(減量美化推進員)

第5条 町内自治会その他これに準ずる団体(以下「町内自治会等」という。)は、市と市民が一体となった美化活動を展開するため、減量美化推進員を選任するよう努めるものとする。

(平20規則79・一部改正)

(一斉美化活動)

第6条 市長は、町内自治会等と協力して、市内全域において一斉に美化活動を展開するよう努めるものとする。

(平20規則79・一部改正)

(減量美化功労者)

第7条 市長は、環境美化に関する行動を積極的に実施し、他の模範となる市民及び事業者を、減量美化功労者として表彰するものとする。

(雑則)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年9月27日規則第83号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月30日規則第79号)

この規則は、平成20年10月6日から施行する。